

第1回部会での主な意見と対応方針

1 対象となる開発行為と環境調査に関すること

No.	主な意見	対応方針
1	現状、普通区域内では、ミニアセスを求めているが、 <u>届出時にミニアセスを求めているというのは難しいものなのか。</u>	ご意見に沿って普通地域の届出時において事前の環境調査を求める。
2	今回の方向性としては、開発が想定される普通地域を <u>普通地域と特別地域の間くらいの規制強度の区域に設定していくのか。</u>	新しい区域設定は行わないが、ご意見に沿って普通地域と特別地域の間程度の規制基準を策定する。
3	普通区域内の生物多様性の保護強化を目指すのであれば、 <u>特別地域に編入すればいいのではないか。</u>	普通区域には私有地も多く人家等もあるため、特別区域への編入は規制が強すぎるという懸念もある。 自然環境保全の観点から特別地域に編入すべき事案が生じれば環境審議会に諮問させていただく。
4	森林整備として、自然公園内で間伐作業等を行っている立場から発言させていただく。自然公園内のどこに貴重な資源があるかが前もって分かっていると、 <u>どのように森林施業とのバランスを取ればいいのか</u> が明確になる。	森林施業は、現行条例においても特別地域内の自然環境調査の対象外となっている。ご意見も踏まえて普通地域においても対象外とする。
5	廃棄物最終処分場は廃掃法の適用を受けてアセスをやっているが、その中でやっていくことはできないのか。 <u>残土処分場は廃掃法の範囲内ではないのか。</u> どのように調整していくのか。	ご意見のとおり県では10ha以上の廃棄物最終処分場についてアセスを実施している。 一方、残土処分場は廃掃法の適用外であり、一定規模以上の場合、県条例※による許可は必要だがアセスの実施は求めている。 今回は自然環境保護の観点から県立自然公園条例に基づき普通地域における事前の環境調査を求める。
6	希少生物の生息地を避けた林道整備の事例データベース等があれば、 <u>計画が立てやすいと感じた。</u> アセスの提出が義務化されるとコンサル委託経費等が発生する。特別区域全域ではなく <u>アセスが必要な希少生物がいる区域の特定やアセス経費の支援等</u> も考えていただきたい。	生物多様性配慮指針において森林整備にかかる事例集を提供している。 「ひょうごの環境」HPにおいて貴重な動植物等のレッドリストの情報を発信しており区域の特定に活用いただきたい。なお経費支援については今後の課題としたい。
7	県立自然公園区域とレッドデータブックにある希少生物生育地域との <u>重ね合わせはしているか。</u> レットデータブックAランク動植物のゾーニングの考えをつなげていけば見えてくるものもある。	既存のレッドリスト分布図（地形、地質、自然景観、生態系）と自然公園位置図を併記したものを提示する。 (資料6)

※産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例

2 具体的な処理基準に関すること

No.	主な意見	対応方針
1	生物多様性の確保に必要な湿地等は、外から見ても分からないものも多いが、 <u>届出の仕組みの中で、事業計画地に希少種の生育地が発覚した場合は、規制等が可能となるのか。</u>	現時点では届出に対して規制等を行うための基準がないことから希少種の生育又は育成が確認された場合の基準を策定する。
2	風景保護と湿地を始めとする生物多様性の議論。10年程度でまた新しい概念の議論が始まると考えられ、永続的と考えず、 <u>今回は景観と生物多様性との観点で進めればいいのか</u> と思う。 開発か保全か。これは明治時代から終わらない議論であり、時代時代でバランスは変わるため、公園ごとの特色・メリハリを持たせても良い。県なりに <u>これを保全していくのだ</u> という概念規定を、 <u>既成の単語を使いながら整理していく必要がある。</u>	ご意見を踏まえて、景観だけでなく生物多様性の観点を考慮するため、既成の用語を使った基準を策定する。
3	残土処分場については、 <u>県道沿いに集中しており、ゾーンについても考えていかないと、山奥に移動するだけになるかもしれない。</u> そのような部分と生物多様性をからめた議論が必要かと思う。 <u>建設残土の捨て場所を</u> 考えていかないといけない。大規模にやっていると <u>県が広域的な立場で</u> 考えていくべきでは。	普通地域における事前の環境調査と処理基準を策定する。これにより他地域においても一定の抑止効果が生じるものと期待している。 広域的な残土処分場の確保を含む土地利用のあり方については、まちづくりの観点も踏まえて、今後の課題としたい。
4	図面のスケール感を考えるのも大事である。1,000分の1の平面図では、先ほどの議論で出た湿地は見えてこない。 <u>100分の1の図面を求めるという方法もある。</u> それならば条例改正よりも早く手続きが済むのではないか。やり方を考える必要がある。	今回の国の規則改正で、開発行為に関する図面縮尺が緩和される。当該改正の趣旨及びご意見を踏まえて今後検討していく。

3 その他

No.	主な意見	対応方針
1	<p>生物多様性と景観の議論とはかみ合わない部分もある。一般的に言う風致と生物多様性保護の観点からの環境景観のギャップを解消する必要があると感じる。</p> <p><u>自然公園をただ守るのではなく、利用・娯楽に資するという考えも重要である。多様性をアピールする施設における啓発が重要な役割を果たす。</u></p>	<p>自然公園内にある六甲山ビジターセンター、とのみね自然交流館、黒川自然公園センターにおいて生物多様性についてPRを行っている。</p>
2	<p>一般県民目線の意見だが、それぞれの<u>自然公園の保全対象や魅力が見えづらく感じる</u>。有名な箇所と、そうではない箇所との差が出ているのでは。一つの条例でまかなうのではなく、細やかにする必要があると思う。自然公園の土地所有者としては、メリットはあるのか。<u>メリットがないまま、生物多様性の保全を掲げられても、難しいのではないか</u>。生物多様性の部分と相反するかもしれないが、<u>利用促進の力の入れ方で、土地所有者にメリットが出るのではと感じる</u>。</p>	<p>例えば六甲山においては「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」等を活用して公園の魅力向上と情報発信に取り組んでいる。</p> <p>また今回の条例改正において利用促進に関する規定を盛り込む。</p> <p>これらの取り組みにより土地所有者にも自然環境保全のメリットを感じてもらえるようにしたい。</p>
3	<p>基準の策定をする上で、スピーディーに対応するために、<u>他府県、市町等が良い表現をしている場合もあるため、参考にしながら進めるのがいいと思う</u>。</p>	<p>他府県の規制等に関する対応状況（資料7）も踏まえ、普通地域における事前の環境調査と処理基準を策定する。</p>